

令和元年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第1号）

令和元年7月5日（金）
午前10時 開 議

【再 開】	
・町民憲章朗唱		
【会議録署名議員の指名】	
日程第1	会議録署名議員の指名	
【諸般の報告】	
日程第2	諸般の報告	
・例月現金出納検査報告書の配布		
・陳情書の配布		
(1) 陳情第16号	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書採択を求める陳情書	
(2) 陳情第17号	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情書	
(3) 陳情第18号	日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書	
(4) 陳情第19号	米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情	
・出張報告		
【報告第1号～第4号上程、報告】	2
日程第3	報告第1号 平成30年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
日程第4	報告第2号 平成30年度葛巻町水道事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画の報告について	
日程第5	報告第3号 平成30年度葛巻町の資金不足比率について	
日程第6	報告第4号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について	

【 承認第1号・議案第27号～第31号・認定第1号～第2号上程、説明、委員会付託 】・・・・・・ 5

日程第7 承認第1号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関
し承認を求めることについて

日程第8 議案第27号 令和元年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第28号 葛巻町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

日程第10 議案第29号 葛巻町立社会体育館条例等の一部を改正する条例

日程第11 議案第30号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第31号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについて

日程第13 認定第1号 平成30年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定に
ついて

日程第14 認定第2号 平成30年度葛巻町水道事業会計決算の認定について

【 決算審査結果報告 】・・・・・・ 19

監査委員決算審査結果報告

令和元年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第1号）

議事日程告示年月日	令和元年6月27日（木）							
再開年月日	令和元年7月5日（金）							
会議の場所	葛巻町役場							
会議年月日	令和元年7月5日（金） 開議10時00分 散会12時01分							
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 出欠 遅早 遅早 席席刻退	議席番号	議員氏名		出席の有無	議席番号	議員氏名		出席の有無
	1				6	姉帯春治		○
	2	山崎邦廣		○	7	山岸はる美		○
	3	大平守		○	8	辰柳敬一		○
	4	柴田勇雄		○	9	高宮一明		○
	5	鈴木満		○	10	中崎和久		○
会議録署名議員	4番	柴田勇雄		8番	辰柳敬一			
会議の書記	議会事務局長	触沢 誉		議会事務局総務係長	村木晋介			

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名		役職名	氏名	
	町長	鈴木重男		農林環境エネルギー課長	松浦利明	
	副町長	觸澤義美		建設水道課長	中山優彦	
	教育長	吉田信一		教育委員会事務局教育次長	石角則行	
	農業委員会長	深澤進		病院事務局長	大久保栄作	
	代表監査委員	馬渕文雄		農業委員会事務局長	和野康弘	
	総務企画課長	山下弘司		総務企画課室長	大川原洋一	
	政策秘書課長	服部隆行		政策秘書課室長	波紫徳彰	
	住民会計課長	千葉隆則		総務企画課財政係長	近藤桂太	
健康福祉課長	檜木幸夫					

(開議時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。
ただいまから、令和元年葛巻町議会を再開します。
本日の会議に先立ち、葛巻町民憲章の朗唱を行います。
事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き、全員で朗唱願います。
町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長 (触沢誉君)

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。
葛巻町民憲章。
第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。
第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。
第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に、力を合せて生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 (中崎和久君)

ご着席願います。
以上で、葛巻町民憲章の朗唱を終わります。
これから、令和元年葛巻町議会7月定例会議を開きます。
ただいまの出席議員は、9名です。
定足数に達していますので、会議は成立しました。
なお、本定例会議の会議日程は、本日から7月12日までの8日間とします。
本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。
これから、本日の議事日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、4番、柴田勇雄君及び8番、辰柳敬一君を指名します。
次に、日程第2、諸般の報告を行います。
はじめに、例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。
次に、陳情第16号、辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書採択を求める陳情書、陳情第17号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情書、陳情第18号、日本政府に対して、国連の「沖

縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書、陳情第19号、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情の4件については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。

次に、出張報告をします。

3月27日、2018年度遠野産ワイン初飲み会出席のため、遠野市に出張しました。

4月15日から16日まで、岩手地区議会議長会通常総会出席のため、雫石町に出張しました。

4月25日から26日まで、葛巻町議会政務調査会定期総会及び輝くふるさと常任委員会視察研修のため、宮城県に出張しました。

4月27日、二十山親方を囲んでの懇親会出席のため、久慈市に出張しました。

5月28日から29日まで、全国町村議会議長会議長・副議長研修会出席のため、東京都に出張しました。

6月4日、岩手県町村議会議長会臨時総会出席のため、盛岡市に出張しました。

6月11日から12日まで、葛巻高等学校県外職場訪問同行のため、東京都及び神奈川県に出張しました。

6月17日から19日まで、輝くふるさと常任委員会県外視察研修のため、北海道に出張しました。

6月27日、岩手地区議会議員大会出席のため、滝沢市に出張しました。

6月28日、国道340号整備促進期成同盟会総会出席のため、遠野市に出張しました。

これで、出張報告を終わります。

なお、平成31年葛巻町議会3月定例会議から本日までにおいて、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書きにより、議長において議員を派遣したのは、お手元に配布した資料のとおりですので、これを報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、報告第1号、平成30年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程第6、報告第4号、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関する報告についてまでの4件を一括議題とします。

順次、説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

お疲れ様でございます。

それでは、報告第1号からご説明申し上げます。

議案集を1枚おめくりいただき、1ページ目をお願いいたします。

報告第1号、平成30年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

2ページをお願いいたします。

30年度の一般会計の繰越計算書でございますが、先の31年3月定例会議で議決いた

いただきました繰越明許予算、2款、総務費、庁舎・庁用車管理経費ほか全22事業につきまして、総額1,160,108,000円を31年度に繰り越したものでございます。

事業の進捗状況につきましては、全22事業中、一部発注も含めませんが、16事業が発注済みでございまして、このうち2事業の、2ページの表にございます、総務費の庁舎・庁用車管理経費の公用車用車庫解体撤去工事、商工費のグリーンテージ管理経費の倉庫整備工事、3ページの教育費、高等教育振興事業費の山村留学生寄宿舍整備事業、小学校費、中学校費の施設維持修繕事業費の学校冷房設備整備事業、保健体育費の社会体育館のトイレ改修工事、6事業につきましては既に完了、完成してございます。未発注事業は6事業でございまして、現在、発注準備等を調整しているところでございます。

なお、繰越計算書の表中、繰越明許費の金額と翌年度の繰越額に差がある事業がございまして、若干ご説明しますが、6款、1項の農道管理経費につきましては、農道の橋の点検業務と農業施設修繕工事の繰越内容となっておりますが、このうち農道の橋の点検業務につきましては、30年度完了となっておりますので、当該業務に係る経費を差し引いた繰越額となっております。また、8款、2項の道路改良事業費・葛巻浦子内線は、実績見込額の精査によるものでございます。

6ページをお願いいたします。

報告第3号、平成30年度葛巻町の資金不足比率についてでございます。

本定例会議に病院事業会計及び水道事業会計の決算の認定をお願い申し上げますことから、併せて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、資金不足比率をご報告申し上げますものでございます。

健全化法制度上での算定額でございまして、概数ではございますが、葛巻町国民健康保険病院事業会計につきましては、流動資産が738,000,000円あまり、流動負債が158,000,000円あまり、また、葛巻町水道事業会計につきましては、流動資産が217,000,000円あまり、流動負債が95,000,000円あまりと、いずれも流動資産が流動負債を大きく上回り、資金不足が発生していないことから、比率はなしでございまして。

次に、7ページをお願いいたします。

報告第4号、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項及び議会総合条例第9条第5号の規定によりまして、専決処分をいたしましたので、同法第180条第2項の規定によりまして、ご報告申し上げます。

8ページをお願いいたします。

専決処分書でございまして、本年3月31日付けでの専決処分でございます。

9ページをお願いいたします。

葛巻町条例第10号となるものでございます。過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例でございまして、改正の趣旨でございまして、過疎地域自立促進特別措置法に定める地方税の課税免除、または不均一課税に伴う措置につきまして、対象とする資産の取得時期に係る対象期間が延長されたことに伴い、所要の整備を行ったものでございます。

条文といたしましては、第2条で、期間を平成33年3月31日までに改めたものでございます。

附則でございますが、1項で、条例施行日を31年4月1日からとし、10ページをお願いします。2項で、改正後の第2条の適用は、施行日以後に新設、増設された設備としているものでございます。

以上、報告3件の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

それでは、4ページをお開きいただきしたいと思います。

報告第2号、平成30年度葛巻町水道事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画について、地方公営企業法の規定によりご報告申し上げます。

5ページをお開きいただききたいと思います。

資本的支出に係る建設改良費でございますが、江川地区水道整備事業について、平成30年度予算289,474,000円のうち19,100,000円を繰り越したものでございます。

事業内容でございますが、町道追鍋線追鍋橋へ添架する工事でしたが、追鍋橋につきましては、平成28年に発生いたしました台風10号によります被災を受けまして、橋りょうの架替工事を進めていたものでございますが、工事の完成時期が平成31年3月と、年度末に完成が見込まれたことから、水道添加工事の必要工事日数の確保が困難であると判断しましたことによりまして、繰り越しとしたものでございます。現在の状況でございますが、6月上旬に完成し、中旬には完成検査を実施いたしております。これによりまして、江川地区水道整備事業につきましては全ての工事が完成し、事業竣工となったものでございます。

以上によりご報告申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（中崎和久君）

これで、説明を終わります。

これから、質疑に入ります。

報告第1号、平成30年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

報告第1号、平成30年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

次に、報告第2号、平成30年度葛巻町水道事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

報告第2号、平成30年度葛巻町水道事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画の報告についてを終わります。

次に、報告第3号、平成30年度葛巻町の資金不足比率について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

報告第3号、平成30年度葛巻町の資金不足比率についてを終わります。

次に、報告第4号、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

4番、柴田勇雄君。

4番 (柴田勇雄君)

1点だけ、お伺いをいたしたいと思います。

課税免除の期間が33年度まで認められ、改正しようとする内容のようでございますが、現時点でのですね、課税免除となる対象物件数と免除額はどのくらい、この条例によって適用されていたのか、お知らせいただきたいと思います。

住民会計課長 (千葉隆則君)

お答えいたします。

現在、対象になっているのは1事業者でございます。先ほど課税額というお話がございましたが、1事業者のみということで、課税額については差し控えさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 (中崎和久君)

ほかに。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

報告第4号、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第7、承認第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてから、日程第14、認定第2号、平成30年度葛巻町水道事業会計決算の認定についてまでの8議案を一括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長 (山下弘司君)

それでは、議案集の11ページをお願いいたします。

はじめに、専決処分のご承認の案件でございますが、承認第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてでございます。

葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、承認をお願い申し上げます。

12ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。平成31年3月31日付けでの専決処分でございます。

13ページをお願いいたします。

葛巻町条例第11号でございますが、葛巻町町税条例の一部を改正する条例でございます。以下23ページまで本文全5条からなる改正条例案でございますが、その要旨を議案資料でご説明申し上げます。

議案資料のその1の1ページをお願いいたします。

1の改正の趣旨でございますが、本年3月29日付けをもちまして、改正地方税法等関係法令が公布されたことを受けまして、今般、町税条例の一部を改正するものでございます。2の条例改正の背景でございますが、平成31年10月からの消費税率引き上げに伴い、引き上げ前後の需要を平準化する等の観点で、地方税制の改正が行われたことから、住民税、軽自動車税、国民健康保険税等について、町税条例の一部を改正し、所要の措置を講ずるものでございます。

(1)の個人の住民税の部分でございますが、①の住宅借入金等特別控除については、消費税率引き上げに伴う需要変動の平準化対策として、所得税の住宅ローン控除の期間を3年間延長するものであります。②のふるさと納税制度の見直しについてですが、当該制度は平成20年度に創設された制度で、故郷やお世話になった居住地以外の自治体に寄附した場合、寄附額の一部が所得税、個人住民税から控除されるほか、返礼品などが受けられる特典のある制度となっており、人口減少が深刻化する中で、地域資源を最大限に活用し、地域経済を再生していく上で重要な役割を果たしている制度となっておりますが、一部の自治体による過度な返礼品等の送付が問題視され、本来の制度の趣旨から逸脱しているのではないかなどの指摘があり、改善が図られなかったことから、今回、制度の趣旨に沿った運用ができるよう各自治体が行う募集方法について、法律上、一定の客観的なルールを設けることとなったもので、ふるさと納税のワンストップ特例制度の運用対象を総務大臣が指定した自治体に対する寄附金とするよう見直しが図られたもので、本年6月から施行となっております。③の子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置については、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けている前年の合計所得金額が1,350,000円以下のひとり親に対し、個人住民税を非課税とする見直しが行われて、平成33年度分以後の個人町民税から適用となるものです。

次の(2)の軽自動車税の見直しについてですが、軽自動車税は平成31年10月から取得税が廃止されて、環境性能割と種別割で構成されることとなっておりますが、初回登録から13年を経過した3輪以上の軽自動車に対する重課税率は、2ページの上段の表のとおり、平成31年度分までの措置とし、平成32年度以降の軽自動車税の種別割につ

いては、当分の間、重課税措置が継続されることとなります。②のグリーン化特例措置でございますが、中段の表のとおり、平成31年度の軽自動車税に係るグリーン化特例措置については現行措置が継続され、さらに平成32年から33年度までは、この現行措置が継続されることとなりますが、平成34年度から35年度については、電気自動車等に限定となります。③の環境性能割の臨時的特例については、今年10月1日から来年の9月30日までの1年間に取得する軽自動車について、税率を1パーセント分軽減するものです。

次に、(3)の国保税の見直しでございますが、国保税は低所得者層の税負担の軽減を図るため、医療分の課税限度額を580,000円から30,000円引き上げて610,000円とし、5割軽減、2割軽減の軽減対象となる所得基準額につきましても、表の②のとおり、5割軽減は275,000円を280,000円に、2割軽減は500,000円を510,000円に引き上げるものでございます。

なお、施行日は、原則として平成31年4月1日からでございますが、例外もございまして、2ページ下段の3、条例改正の概要のところに一覧として整理してございますので、ご確認をお願い申し上げます。

承認第1号に係る説明は以上でございます。

次に、一般会計の補正予算書をお願いいたします。議案資料は5ページでございます。

議案第27号、令和元年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）でございます。

今回の補正は、歳出では、企画管理経費、観光事業経費、道路橋りょう管理費、小学校施設維持修繕事業費及び長期債償還元金などを増額し、歳入では、純繰越金、諸収入を増額し、財政調整基金繰入金の減額などが主な内容でございます。

第1条でございますが、平成31年度葛巻町一般会計予算における年度表示につきましては、本年5月1日の元号改正より令和元年度とするものでございます。第2条でございますが、歳入歳出それぞれ238,616,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ7,230,789,000円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

事項別明細でございますが、歳出歳入併せてご説明申し上げます。

歳出の2款、総務費、1項、6目、企画費、1、企画管理経費、地域人材ネット外部専門家招へい業務委託費3,500,000円でございますが、当該事業は、現在、当町を含む北岩手9市町と横浜市が再生可能エネルギーに関する地域連携に向けた協議を進めているところであり、総務省の外部専門家招へい事業等を活用し、再生可能エネルギーに関する事業を進めていく方向となっておりますが、この取り組みと併せまして、横浜市との連携による基幹産業の新たな展開による高収益産業の実現、交流連携強化による地域産業の育成を推進し、地域創生や人口減少対策に寄与しようとするものでございます。事業内容としましては、特産品の新たな商品開発に係る調査及び横浜市でのワインパーティー等の物産展等の開催による交流等を計画しているものでございます。

同じく、企画費、2、協働のまちづくり推進事業経費、自治総合センターコミュニティ助成金1,800,000円でございますが、車門自治会のコミュニティ活動備品整備事業に対しまして、宝くじ助成金を財源としたコミュニティ助成の交付金が決定になったこと

による計上でございます。事業内容としましては、地区公民館のテーブル、椅子の更新と、格納用倉庫の整備等を行うものでございます。歳入につきましては、消防費と併せて後ほどご説明させていただきます。

10 ページをお願いいたします。

7 款、商工費、1 項、3 目、観光費の 1、観光事業経費 2,900,000 円でございますが、まちなかの賑わい創出に向けて商工会女性部やクラフト市実行委員会などが実施するイベント等で活用いただいております、町家旧遠藤邸にトイレ等を整備するなどの水回り工事を計上するものでございます。

8 款、土木費、2 項、1 目、道路橋りょう総務費、1、道路橋りょう管理経費 3,000,000 円でございますが、8 月完成予定となっております、町道茶屋場田子線の開通記念行事実行委員会への助成金を計上するものでございます。

9 款、消防費、1 項、2 目、非常備消防費、1、消防団等管理経費の補助金 1,000,000 円でございますが、小田少年消防クラブの軽可搬ポンプ一式と、少年消防クラブ員のヘルメット及びホース巻き機の更新等の助成金でございます。コミュニティ助成事業に係る交付金が確定したことにより予算計上するものでございます。

7 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、一番下の段、19 款、諸収入、4 項、雑入でございます。ただいまご説明いたしました、小田少年消防クラブ助成金 1,000,000 円と、先ほど企画費の方でご説明いたしました、車門自治会の事業費 1,800,000 円を合わせた自治総合センターコミュニティ助成金 2,800,000 円を歳入でも計上しているものでございます。

11 ページに戻っていただきまして、同じく、9 款、消防費の 2、消防団活動経費 1,079,000 円でございますが、15 分団のポンプ車の真空ポンプの修繕、それから、18 分団の発電機の修繕等の事業費となります。

次に 10 款、教育費、2 項、小学校費、1 目、2、小学校施設維持修繕事業費 2,700,000 円でございますが、葛巻小学校で漏水箇所が見つかりまして、これを修繕するための工事費を計上するものでございます。

12 ページをお願いいたします。

12 款、公債費、1 項、1 目、1、長期債償還元金 197,610,000 円でございます。

すみません。7 ページをお願いいたします。

歳入ですが、上から 2 段目、18 款、繰越金、1 項、1 目、繰越金でございますが、30 年度会計から純繰越金 350,717,000 円ほどを計上することとなりましたことから、この剰余金の 2 分の 1 以上を積み立て、または繰上償還に充てることが地方財政法で義務づけられておりますので、このルールを踏まえまして、長期債の繰上償還に 197,610,000 円を充当しようとするものでございます。なお、これに併せまして、その上の 1 段目の 17 款、繰入金、1 項、1 目、財政調整基金繰入金 115,000,000 円につきましては、皆減調整を行うものでございます。

12 ページをお願いいたします。

公債費の 3 目、公債諸費、1、公債登録・払込経費 13,921,000 円でございますが、ただいまご説明申し上げました、長期債繰上償還に係る補償金でございます。

補正予算の説明は以上でございます。

議案集に戻っていただきまして、議案集 24 ページをお願いいたします。

議案第 28 号、葛巻町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例でございますが、次の議案第 29 号、葛巻町立社会体育館条例等の一部を改正する条例は、どちらも 10 月に予定されております、消費税率引き上げに伴う条例の改正でございますので、議案資料によりまして、先に概要をご説明させていただきます。

資料のその 1 の 6 ページをお願いいたします。

まず、今回の改正の趣旨でございますが、国と地方における社会保障の充実、安定化のための財源確保と財政健全化の同時達成を図るため、消費税、地方消費税の税率が本年 10 月 1 日から以降引き上げられることに伴い、所要の規定の整備を行うものであります。2 の条例の改正の背景でございますが、本年 10 月 1 日からの消費税率が 8 パーセントから 10 パーセントに引き上げられることに伴い、条例で規定する使用料及び利用料、手数料等について、金額と積算方法について条例の一部を改正し所要の措置を講ずるものであります。3 の今回の改正の概要でございますが、(1) の町の直接管理施設等であって使用料等を見直すもの、(2) の町の指定管理施設等であって使用料等の上限額を見直すもの、(3) の施設のリニューアル等に伴い、新たに利用料金の区分等を追加するもの等が主な改正内容でございます。

まず、(1) の町が直接管理している施設等の使用料等の見直しでございますが、これらの施設の使用料金については、現在、別表が税込み表示となっているわけですが、これを税抜き表示に見直しを図るものでございまして、消費税が 8 パーセントに引き上げられた際に、葛巻町使用料条例、国民健康保険葛巻病院使用料及び手数料条例等において採用しているものでございまして、今回の改正によりまして、今後、消費税率が改正となった場合、条例の改正は不要となるものでございます。条例文の記載例でございますが、改正前は使用料等、別表等に掲げる額ということで、税込み額で表示となっているものを、改正後は別表等に掲げる額に、消費税法に規定する消費税及び地方税法第 2 章第 3 節に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額に改めるものでございます。なお、この対象となる使用料等は、中段の米印のところに記載している道路占用料以下、七つの使用料になるものでございます。

次に、(2) の町が指定管理している施設等の使用料等の上限額を見直すものについてでございますが、町が指定管理している施設については、条例に規定する使用料等の上限額の範囲内で指定管理者が町長の承認を受けて定めることとされております。一般的には、上限額の設定は消費税率の改正などの影響を受けないものであります。指定管理制度を導入した際、使用料等の改正をしておらず、実質的に現在は使用料等イコール上限額になっていることや、消費税率が 8 パーセントに引き上げられた際に使用料の見直しを行っていないものがあることなど、今回、見直しを図ろうとするものでございます。この対象となる指定管理施設の使用料は、下段の米印のところに記載している社会体育館ほか 9 施設の使用料でございます。

(3) の施設のリニューアル等に伴い、新たに利用区分を見直すものでございますが、総合運動公園及びグリーンテッジにつきましては、ここ数年で施設がリニューアルされ

たことに伴い、利用料金区分に新たな区分を追加するほか、一部名称等を変更するもの
でございます。

それでは、議案集に戻っていただきまして、24 ページをお願いします。

議案第 28 号、葛巻町道路占用料徴収条例の一部改正に関し議決を求めることについて
でございます。

第 1 条、葛巻町道路占用料徴収条例の一部改正でございます。別表の備考欄の 9 の上
から 3 行目ですが、現行 1.08 を乗じて得た額ということで、消費税込み額になってお
りますが、これを、先ほど資料の方でご説明しましたとおり、消費税法に規定する消費
税及び地方税法に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額に改正しようと
するものでございます。

25 ページから 26 ページでございますが、第 2 条、町立総合センター条例の一部改正
でございます。第 12 条が使用料の規定となっておりますが、同様に現行が別表第 1 に
定める額ということで消費税込み額となっておりますものを、消費税及び消費税額に相
当する額を加算した額に改めまして、ただし書きで 10 円未満の額の端数を生じた場合
の端数について切り捨て処理することを加えた形に改めまして、第 2 項の食堂に係る規
定につきましても同様に消費税相当額に加算した額の範囲内で町長が定める額に改め
まして、別表第 1 及び第 2 表につきましても、どちらも消費税抜き額の使用料に改正し
ようとするものでございます。

第 3 条、廃棄物の処理及び清掃に関する手数料条例の一部改正でございます。第 2 条、
一般廃棄物処理手数料の規定でございます。現行が別表第 1 に定めるということで、こ
れも同様に消費税込み額となっておりますものを、第 2 条と同様に消費税及び地方消費
税額に相当する額を加算した額の手数料として徴収することに改めまして、併せて、た
だし書きで 10 円未満の端数を生じたときは切り捨てる形に改正するものでございま
す。第 3 条が一般廃棄物処理業許可等手数料等の規定となっておりますが、同様に別表第 2
の右欄に掲げる額に消費税相当額を加算した額に改正しようとするものでございま
す。

27 ページをお願いします。

別表第 1、別表第 2 につきましても、現行、消費税額込み額で定められておりますが、
これも消費税額を抜いた形に改正しようとするものでございます。

第 4 条、農業集落排水施設条例の一部改正でございます。第 11 条が使用料の徴収の
規定となっております。これも同様に別表第 2 に定めるという形で消費税額込み額にな
っておりますものを、消費税及び地方消費税額を加算した形に見直しを行うものでござ
います。第 12 条、使用料の算定の規定ですが、これも 2 項に使用者が月の中途におい
て排水施設の使用を開始、もしくは廃止等を行った場合における当該使用月の使用料を
使用日数が 15 日以下である場合においては別表 2 に掲げる基本料金の額の 2 分の 1 の
額とすることに見直しを行うもので、町整備型浄化槽設置条例と同様の取り扱いとするも
のでございます。

28 ページをお願いいたします。

別表第 2 でございますが、(1)、(2)どちらも消費税込み額の使用料となっておりま
すものを消費税抜き額に改正しようとするものでございます。

29 ページをお願いいたします。

第5条、町整備型浄化槽設置条例の一部改正でございます。第12条、使用料の徴収の規定でございますが、第2項で別表に定めるとなっておりますものを、消費税、地方消費税の額に相当する額を加算した額に改めまして、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額に見直しを行うものでございます。第13条ですが、使用料の算定の規定でございます。2項の各号を削除し、本文中で、使用日数が15日以下である場合において、別表に掲げる基本額の2分の1の額で算定する額に改正しようとするものでございます。別表でございますが、29ページから30ページの関係でございます。(1)、(2)とも、現行が消費税込みになっておりますものを消費税抜き額に改正するものでございます。

第6条、葛巻町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。第9条、加入負担金の規定になってございます。これまで加入者は加入負担金として税込み額の63,000円を納付する規定としておりましたが、これを、税抜き額60,000円に改めまして、消費税額を加算した額に改めるものでございます。

31 ページをお願いいたします。

第7条、葛巻町水道事業給水条例の一部を改正する条例でございます。第10条が工事費の予納及び加入金の規定でございます。第3項ですが、別表第2に定める額となっておりますが、これも消費税、地方税の額に相当する額を加算する額に改めまして、ただし書きで、1円未満の処理を加えた形で改正するものでございます。第23条、料金の規定でございますが、別表第3に定める区分により算出した額となっているものを消費税相当額を加算した額、これも1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる額を加えた形で改めるものでございます。第3項は削除となります。第25条、料金算定の特例でございますが、32ページをお願いいたします。現行が使用水量が基本水量の2分の1以下のときは基本料金の2分の1の金額となっておりますものを、使用日数が15日以下の場合においては別表第3に掲げる基本料金の額を2分の1の額として算定する改正としようとするものでございます。別表第2、別表第3でございますが、現行の消費税込みとなっておりますものを消費税抜き額に改正するものでございます。

33 ページお願いいたします。

附則でございますが、1項で、施行日でございますが、公布の日からとなります。ただし、第4条の規定による改正後の農業集落排水施設条例第12条第2項の規定及び第5条の規定による改正後の町整備型浄化槽設置条例第13条第2項の規定並びに第7条の規定及び改正後の葛巻町水道事業給水条例第25条第1項の規定は、令和元年10月に使用料の支払いを受ける権利が確定したものに係る使用料から適用するものでございます。

経過措置でございますが、2項で改正前の条例の規定によりなされた許可、承認、指示、決定又は申請その他の手続は、この条例によってなされたものとするものでございます。

議案第28号の説明は以上でございます。

34 ページをお願いいたします。

議案第29号、葛巻町立社会体育館条例の一部を改正する条例に関し議決を求めることについてでございます。

第1条、葛巻町立社会体育館条例の一部改正でございます。第5条、使用許可の規定でございますが、指定管理者が許可をしてはならない事項(1)から(3)を新たに2項として規定し、これまで2項で定めておりました、指定管理者が条件を付することができる規定を2項から3項に改めるものでございます。第6条、行為の制限の規定につきましては、1項で指定管理者の許可を受けなければならない事項を(1)から(4)を規定し、2項で使用の許可にあって、第5条の2項、3項の規定を準用することに改正しようとするものでございます。この第5条、第6条の規定につきましては、総合運動公園条例と同様の扱いとするものでございます。

35 ページをお願いします。資料のその1の7ページに別表を拡大した資料を添付しておりますので、併せてご覧ください。

第10条、利用料金の規定中、第1項で使用者は別表に掲げる施設の料金を納付しなければならないとされているところでございますが、別表は利用料金を定めているものでありますので、利用料金が納付する額でないことから、今回の改正に併せて、第1項中、別表に掲げるを削除するものでございます。使用料の規定でございますが、使用許可を第5条第1項の規定による許可及び第6条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合において許可する規定に見直しをするものでございます。別表につきましては、現行、社会体育館利用料金と一つの表となっておりますものを、1、第5条第1項の規定による許可を受けた場合、2、第6条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の二つの表に見直し、区分につきましても、現行では貸し切りの場合、貸し切り以外の場合の区分としていたものを、個人、団体の区分に改めまして、料金の上限額については、個人の利用については1回1人につき、団体については1回1団体につきに改め、消費税引き上げ分を加算した利用料金に改正しようとするものでございます。また、放送設備などの設備等の付加利用料金の上限額については、スポーツ振興、スポーツツーリズムの振興等の観点から、団体が営利営業を目的とする場合及び入場料を徴収する場合等の利用に限り、利用料金を納付する形に見直しを図るものでございます。

36 ページをお願いいたします。

2の第6条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金の上限額については、消費税引き上げ分を加算した上限額で新たに規定しようとするものでございます。

第2条、森林公園条例の一部改正でございます。8条が利用料金の規定でございます。別表第2の利用料金の上限額について、消費税引き上げ分を加算した上限額に見直しを図るとともに、興業に係る利用料金を新たに加えた形に改正しようとするものでございます。

37 ページをお願いいたします。

第3条、森の館ウッディ条例の一部改正でございます。これも同様に、第7条が利用料金の上限額の規定となっておりますが、別表の1の(1)施設の利用料金、(2)の入館料及び2の第4条第1項に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金の上限額を消費

税率引き上げ分を加算した上限額に改正しようとするものでございます。

第4条、総合運動公園条例の一部改正でございます。39ページでございます。これも資料のその1の8ページに別表を拡大した資料を添付してございますので、併せて、ご覧願います。第7条が利用料金の規定でございます。別表の1でございますが、施設の区分について、リニューアルしたことに伴いまして、運動広場を多目的グラウンドに名称を変更するとともに、ゲートボール場につきまして、人工芝のスポーツコートに改修が行われましたことから、機能の向上が図られたことなどから、今回スポーツコートとして新たに利用料金を設定しようとするものでございます。また、使用区分につきましても、現行が入場料を徴収しない場合と徴収する場合の区分で規定してありましたものを、個人、団体の区分に見直し、個人利用する場合は1回1人につき、団体利用の場合は1回1団体につきに改めるものでございます。利用料金の上限額については、別表1、2ともに消費税率引き上げを加算した上限額に改正しようとするものでございます。

41ページから43ページお願いいたします。

第5条、グリーンパーク袖山ハウス等条例の一部改正及び第6条、くずまき交流館プラトー条例の一部改正、第7条、ミルクハウスくずまき条例の一部改正につきましては、それぞれ別表の利用料金等の上限額を消費税率引き上げ分を加算した上限額に改正しようとするものでございます。

次に、44ページから46ページでございますが、第8条、ふれあい宿舎グリーンテージ条例の一部改正でございます。第7条が利用料金の規定となっておりますが、別表1の(1)宿泊料及び(2)の休憩料、(3)の会議室等利用料金、2の第4条の第1項、各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金の上限額については、消費税率引き上げ分を加算した額に改正しようとするものでございます。また、(3)の会議室等の利用料金表の区分についてですが、これまでは、ふれあいホール、ふるさと学習館1、2、めぐみの体験室の区分となっておりますものを、今回の大規模な改修によりまして、ふれあいホールはミルクホール、ワインホール1、2に、ふるさと学習室はエネルギーホール1、2ということで、町の特徴をイメージした名称に変更することとし、めぐみの体験室につきましては廃止し、フリースペースを新たに追加する形に改正しようとするものでございます。

46ページから47ページでございますが、第9条、町立コミュニティセンター条例の一部改正及び第10条、農業体験交流施設条例の一部改正でございますが、これも同様に同表の利用料金の上限額について消費税率引き上げ分を加算した額に改正しようとするものでございます。

附則でございますが、1項で施行日を公布日とし、48ページでございますが、2項で改正前の条例の規定によりなされた許可、承認、指示、決定又は申請その他の手続は、この条例によってなされたものとするものでございます。

議案第29号の説明は以上でございます。

次に、49ページをお願いいたします。

議案第30号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例に関し議決を求めることについてでございます。

まず、改正の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるため、改革を推進するための関係法律、第8次の地方分権一括法において、提案募集方式に基づく地方からの提案について、国から地方公共団体、または都道府県から中核都市への事務権限の移譲や、地方公共団体に対する義務づけ、枠づけの見直し等の関係法令が整備されましたことを受けまして、災害弔慰金の支給等に関する法律において、災害援護資金の資金貸付利率等について市町村が条例で制定できるよう見直しが行われ、被災者の返済、負担を軽減し、被災者支援を充実強化することとされたことから、所要の整備を行うものでございます。

以下、一部改正の概要でございますが、第14条でございますが、利率の規定となっておりますが、据置期間中は無利子とし、据置期間終了後はその利率を、延滞の場合を除き3パーセントとする規定となっております。これを保証人及び利率の規定に改めまして、第1項、第2項を保証人、第3項を貸付利率の規定に改めるものでございます。これまでは、当該貸付の貸し付けにあたっては保証人を立てることが必須となっておりますが、法改正により市町村の判断に委ねられることとなりましたことから、第1項で保証人を立てることができるに改正し、第2項で保証人は災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その債務保証は令第9条の違約金を包含するものと規定するものです。また、災害援護資金の貸付利率については、改正前は3パーセントと定められておりましたが、本改正により貸付利率は年3パーセント以内で条例で定める率とされたことから、本町では東日本大震災の際の特例措置を参考として、第3項で保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1.5パーセントとすることに改正するものでございます。

次に、第15条、償還の規定でございます。現行は、災害援護資金は年賦償還又は半年賦償還の規定となっておりますが、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で月賦償還が新たに追加されたことを受けまして、第1項に月賦償還を追加し、また、第14条で保証人を立てることができる規定とすることから、第3項から保証人を削除するものでございます。

附則でございますが、1項で条例施行日を公布の日からとし、平成31年4月1日から適用とするものでございます。

次に、議案集51ページをお願いします。資料のその1の9ページでございます。

議案第31号、あっせんの申立てに関し議決を求めることについてでございます。

地方自治法第96条第1項第12号の規定によりまして、議決をお願いするものでございます。

あっせんの申立て先、東京都港区にございます、原子力損害賠償紛争解決センターで、ここは福島原発事故を受けて設置されました、原子力損害賠償に係る紛争についての和解、仲裁を行う専門機関でございます。あっせんの申立人及び申立ての相手方でございますが、あっせん申立人は当町、葛巻町、あっせんの申立ての相手方は東京電力ホールディングス株式会社でございます。あっせんの申立ての趣旨及び原因ですが、あっせん申立ての趣旨は、相手方は、平成28年3月31日までに発生した費用について、損害賠償の額3,438,064円を申立人に支払うようあっせんを求めるものでございます。なお、

申立人は、相手方が損害賠償の一部支払いに合意した場合には、当該合意額等を除いた額であっせんを申立てすることができるというものでございます。申立ての原因といたしましては、申立人は、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社原子力発電所事故の放射性物質の影響対策に要した費用について、損害賠償を求めたものでありますが、相手方がこれに応じなかったことによるものでございます。これが申立ての原因となるものでございます。

資料の方をご覧いただきたいと思っております。9ページでございます。

本件につきましては、岩手県では県と市町村が一体となって損害賠償請求を行うこととしており、これまで町が放射線影響対策に要した費用19,764,704円について損害賠償請求を行い、うち平成23年度分に係る費用7,330,398円、平成25年、26年度分に係る費用8,996,242円について原子力損害賠償紛争解決センターへ和解のあっせんを申立てを行い、平成23年度分の費用については平成27年12月28日付けで、平成25年、26年度分の費用については平成31年3月27日付けで和解契約を締結し、資料の2の表のとおり和解金は入金済みとなっております。今回、あっせん申立てする未和解分は、県の補助事業として平成27年度に風評被害対策のために実施した草地の除染作業に係る事業の経費69,420,180円のうち国費等充当額を除いた町が負担した3,438,064円についてのあっせんをございまして、県と市町村で連携して令和元年7月下旬の一括申立てに向けて、今議会において議決を求めるものでございます。

以上で6件の議案に係る提案の理由の説明を終わります。慎重ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

ここで、11時20分まで休憩します。

（休憩時刻 11時09分）

（再開時刻 11時20分）

議長（中崎和久君）

休憩中のところ、再開をいたします。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

病院事務局長。

病院事務局長（大久保栄作君）

お疲れ様でございます。

それでは、認定第1号、平成30年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

最初に、17ページの事業報告書をお開き願います。

はじめに、1、概況について申し上げます。総括事項です。平成30年度は、新病院開院から1年が経過し施設内の様々なシステムや医療機器等も順調に稼働、診療も軌道

に乗り円滑に進められております。診療科は5科、一般病床42床、介護療養型病床18床で運営しました。診療体制は、職員は45名、臨時職員18名、医師につきましては常勤、非常勤合わせて6名のほか、岩手県立中央病院、岩手医科大学等からの診療応援で地域住民が安心して診療が受けられる医療体制づくりに努めてまいりました。平成31年1月からは地域連携室を設置するとともに専任の入退院支援専門員を配置し、スムーズな入退院調整の体制を構築し、安心して入院生活を送っていただくことができるよう支援に努めたところでございます。患者の状況につきましては、入院、外来合わせて年延べ41,398人の診療を行いました。このうち入院患者数につきましては、一般病床は8,384人で前年度比860人の減少、介護病床は2,649人で2,484人減少となり、病床利用率は一般が54.7パーセント、介護病床が40.3パーセント、全体では50.4パーセントと昨年度を下回ったものでございます。外来につきましては30,365人で1,427人減少となったところであります。

ページ戻っていただきまして、1ページ、2ページをご覧ください。

決算報告書でございます。公営企業である病院事業の決算につきましては、基本的に税抜きで決算書を調整することとなっておりますが、予算制度を採用していることから、実績を示す決算報告書につきましては税込みで編成しております。予算と決算が比較できるように税込みでの作成となっているものでございます。なお、金額は千円単位で申し上げますので、ご了承願います。

1ページ、2ページの収益的収入支出でございますが、決算額のみご説明申し上げます。収入の第1款、病院事業収益は第1項から第3項までを合わせまして1,252,902,000円の決算額となりました。予算額との比較では296,476,000円、31パーセントの増でございます。内訳として、第3項の特別利益は過年度損益修正益300,123,000円を計上したことから、428,617,000円となるものでございます。支出の第1款、病院事業費用は第1項から第3項までを合わせて1,201,429,000円の決算額となりました。予算額との比較では40,369,000円、3.3パーセントの減となっております。この結果、収入総額から支出総額を差し引いた税込みでの純利益は51,473,000円となっているものです。

続きまして、3ページ、4ページでございます。

資本的収入及び支出でございますが、収入の総額10,714,000円でございます。支出の方につきましては18,866,000円でございます。収支の差で不足しております額8,152,667円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。なお、建設改良費の8,438,000円でございますが、これにつきましては19ページの方に詳細を記載しておるものでございます。

次に、財務諸表に移りまして、8ページの損益計算書でございます。この計算書は3条予算の税抜き収支に対応し、1年間の経営成績を表すものでございます。ここからは税抜きの金額となるものでございます。

医業収益と医業費用の差、医業損益につきましては430,569,000円の損失となっているものでございます。これに医業外収入、医業外費用を合わせますと、経常損失が239,490,000円になるものでございます。そして、特別利益と特別損失を合わせますと、

当年度の損失につきましては、純利益を計上しているものでございまして、50,270,000円となっております。前年度からの繰越欠損金と合わせて555,265,000円の未処理欠損金となるものでございます。

次の9ページ、剰余金計算書でございまして、今申し上げました未処理欠損金につきまして、そのまま翌年度に繰り越しの処分をするという内容でございまして、

続きまして、11ページから12ページ、貸借対照表でございまして、左側、資産の部でございまして、固定資産につきましては有形固定資産のみとなっております。3,131,551,000円でございます。それから、流動資産につきましては、現金が629,279,000円になるものでございまして、そして、合計が、資産合計3,870,253,000円でございます。続きまして、右側の負債の部でございまして、固定負債、流動負債、それから、繰延収益につきましては、合計で3,416,912,000円になるものでございまして、資本の部につきましては、資本金が997,606,000円、剰余金につきましては、利益剰余金の分が544,265,000円でございます。資本の合計が453,341,000円になりまして、負債と資本の合計が3,870,253,000円ということで、左側の資産と一致するものでございまして、

続きまして、13ページをご覧いただきたいと思っております。

キャッシュ・フロー計算書でございまして、30年度の純利益が50,270,000円になりますが、現金を伴わない支出等を加味し、業務活動と投資活動、そして、財務活動によるキャッシュ・フローを合計いたしますと、下から3行目になりますが、資金増加額というところの現金につきましては4,409,000円の減額となるものでございまして、これによりまして、資金の期末残高につきましては629,279,000円ということで、貸借対照表の現金と一致するものでございまして、

17ページ以降の決算附属書類につきましては、財務諸表の詳しい資料となっておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案説明を終わらせていただきます。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

それでは、認定第2号、平成30年度葛巻町水道事業会計決算について、ご説明申し上げます。

17ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、事業報告からご説明申し上げます。総括事項でございまして、水道事業会計につきましては、平成29年度より公営企業会計に移行し、3年目となっております。水道業務につきましては、安全で安定した水道水を供給するとともに、経営の効率化と透明性を高め、町民の快適な生活を支えるために、水道施設の整備及び給水サービスの向上の推進を図ってまいりました。施設整備につきましては、安定的な給水サービスのため、江川地区水道整備事業を実施いたしました。また、定期的な漏水調査や修繕

を実施することによりまして、有収率の向上に努めてきたところでございます。業務状況でございますが、給水の状況につきましては、給水戸数2,660戸、給水人口は5,774人、水道普及率は94.1パーセントとなっております。年間総配水量は1,037,135立方メートル、年間総有収水量は569,260立方メートルとなっております。前年度と比較いたしますと、給水戸数28戸、給水人口では130人の減となっております、これに伴いまして、年間総有収水量及び年間総配水量はそれぞれ減少となっているものでございます。年間総配水量及び有収水量が減少した要因といたしましては、人口減少の件もそのとおりでございますけれども、主に江川地区の水道整備工事に伴います老朽施設の更新によりまして漏水が改善したことに伴うものと考えております。次に、建設改良工事の概要でございますけれども、江川地区水道整備事業につきましては、畑地区から鳩岡地区までの配水管布設工事を実施いたしまして、老朽施設の更新及び有収率の向上に努めてまいりました。経理状況につきましては、別のページでご説明を申し上げます。以上、事業報告とさせていただきます。

1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。

決算報告書でございますけれども、はじめに収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。収入についてでございますが、2ページの決算額の欄をご覧いただきたいと思いますけれども、第1款、水道事業収益が179,681,000円、それから、支出でございますけれども、第1款、水道事業費用が188,164,000円ということでございまして、支出の方の営業費用のところでございますが、水質検査委託料、修繕費、材料費の減額、また、営業外費用につきましては、企業債利息の減などによりまして、合わせて9,065,974円を不要額として計上しているものでございます。

3ページ、4ページをお開きいただきたいと思います。

資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。こちら4ページの方の決算額の欄をご覧いただきたいと思います。第1款、資本的収入が641,320,000円、支出についてでございますけれども、第1款の資本的支出が641,330,000円ということになっておりまして、このうちの建設改良費につきましては、江川地区水道整備事業でございますけれども、平成29年度からの繰越分と平成30年度の現年分の予算を執行したものでございます。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額10,685円につきましては、過年度分損益勘定留保資金により補てんするものでございます。

次のページをお願いいたします。続きまして、財務諸表について、ご説明申し上げます。8ページをお開きいただきたいと思います。

損益計算書について、ご説明申し上げます。営業収益につきましては、総額で112,829,192円、営業費用につきましては、減価償却費92,667,555円の計上などによりまして167,288,173円となったことから、営業損失は54,458,981円となるものでございます。営業外収益につきましては、総額で43,419,649円、営業外費用が32,315,190円で、損益が11,104,459円の黒字となるものでございます。この結果、営業損失と営業外損失を合わせた経常損失は43,354,522円の損失となるものでございます。経常損失と特別利益を合わせた当年度の損益は43,314,366円の純損失でございまして、前年度繰越欠損金35,741,279円と合わせた当年度未処理欠損金は79,055,645円となるもの

でございます。

9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

剰余金計算書について、ご説明申し上げます。先ほどの損益計算書で申し上げました当年度未処理欠損金を処理するものでございまして、10ページの下の表の方になりますけれども、未処分利益剰余金マイナス79,055,645円を欠損金として繰り越すものでございます。

11ページ、12ページをお開きいただきたいと思います。

貸借対照表についてご説明申し上げます。資産の部でございますけれども、固定資産につきましては、有形固定資産が総額3,398,100,020円、無形固定資産が1,555,200円、合わせた固定資産合計が3,399,655,220円でございます。流動資産につきましては総額217,268,586円で、固定資産と流動資産を合わせた資産合計は3,616,923,806円となるものでございます。

12ページをご覧いただきたいと思います。

次に、負債の部でございますけれども、固定負債が総額1,668,656,946円、流動負債が総額95,534,107円、繰延収益が総額1,098,663,112円で、負債の部の合計は2,862,854,165円となるものでございます。次に、資本の部でございますけれども、資本金が833,125,286円でございます。剰余金は、利益剰余金が、10ページに記載のとおり79,055,645円の欠損でございますので、資本の部の合計は754,069,641円となるものでございます。負債と資本を合計いたしますと3,616,923,806円となりまして、11ページに記載の資産の合計と一致するものでございます。

13ページをお開きいただきたいと思います。

キャッシュ・フロー計算書について、ご説明申し上げます。1の業務活動によるキャッシュ・フローが12,428,145円、2の投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス304,158,138円、3の財務活動によるキャッシュ・フローが303,409,498円となりますことから、合計いたしますと、資金増加額が11,679,505円となりまして、平成30年度におきましては現金が増えたということになるものでございます。資金期首残高と資金増加額を合わせた資金期末残高が196,281,686円でございます。11ページに記載の流動資産の現金及び預金の額と一致するものでございます。

このほかの参考資料につきましては、17ページ以降に添付しておりますので、お目通しいただきますように、お願い申し上げます。

以上でございますが、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げまして、説明に代えさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員の決算審査の結果について、報告を求めます。

代表監査委員、馬淵文雄君。

代表監査委員（馬淵文雄君）

お疲れ様でございます。

公営企業会計の決算審査が終わりましたので、意見書のご報告を申し上げます。お手元の意見書をご覧いただきたいと思います。

平成30年度国民健康保険病院事業会計及び水道事業会計決算審査意見書でございます。地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付されました平成30年度の国民健康保険病院事業会計及び水道事業会計決算書と証書類を審査しましたので、次のとおり意見を付します。

第1、審査の対象は、平成30年度国民健康保険病院事業会計及び水道事業会計決算でございます。第2、審査の期間は、令和元年6月20日から6月26日までであります。第3、審査の方法でございますが、審査に当たっては、決算書及び財務諸表等が関係法令等に準拠して作成され、経営成績及び財政状態が適正に表示されているか、また、計数に誤りがないか諸帳簿と照合し、不明な点は担当者の説明を求めて審査いたしました。第4、審査の結果ですが、決算書及び決算附属書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。また、これらの計数は、諸帳簿と照合審査した範囲では、いずれも誤りがないと認められました。

それでは、国民健康保険病院事業会計の経営の成績及び予算の執行状況を申し上げます。なお、決算状況の詳細につきましては、項目別に表で示しておりますが、その表の説明につきましては、割愛させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

はじめに、30年度の患者数の動向は、次の表のとおりでございます。入院患者数は、前年度比3,344人、23.3パーセント減少し、外来患者数は、前年度比1,427人、4.5パーセント減少しております。

次に、収益的収入及び支出の状況につきましては、次の表のとおりでございます。30年度予算の執行状況は、収入につきましては、予算額956,420,000円に対し、決算額1,252,900,000円で、前年度比179,060,000円、16.7パーセントの増となりました。医業収益は、予算額622,450,000円に対し、決算額589,670,000円で、執行率94.7パーセントとなり、前年度比1,350,000円、0.2パーセントの増となりました。主な要因は、外来における一人当たりの収入単価の増などによるものです。医業外収益は、予算額234,420,000円に対し、決算額234,610,000円で、前年度比55,260,000円、19.1パーセントの減となりました。主な要因は、長期前受金戻入19,750,000円、34.0パーセントの減などによるものです。支出につきましては、予算額1,241,790,000円に対し、決算額1,201,420,000円で、執行率96.7パーセントとなり、前年度比184,640,000円、18.2パーセントの増となりました。医業費用は、予算額1,081,500,000円に対し、決算額1,035,740,000円で、執行率95.8パーセントとなり、前年度比117,530,000円、12.8パーセントの増となりました。主な要因は、建物構築物減価償却費96,100,000円、755.7パーセントの増などによるものでございます。医業外費用は、予算額10,330,000円に対し、決算額15,710,000円で、執行率152.1パーセントとなり、前年度比3,860,000円、32.6パーセントの増となりました。主な要因は、企業債利息1,330,000円、21.4パーセントの増などによるものでございます。

次に、特別利益の状況ですが、過年度損益修正益や、経営安定化対策として一般会計からの繰り入れなどにより、決算額428,610,000円となりました。次に、特別損失の状況ですが、旧病院の解体費などにより、決算額149,960,000円となりました。

次に、未処理欠損金の状況につきましては、次の表のとおりでございます。29年度末の未処理欠損金は605,530,000円であり、30年度純利益50,270,000円を加え、30年度末の未処理欠損金は555,260,000円となりました。

次に、一般会計からの繰入状況は、次の表のとおりでございます。前年度と比較しますと、全体で516,160,000円、60.3パーセントの減となりました。主な要因は、資本的収入の建設改良費分の負担金が減になったものでございます。

次に、資本的収入及び支出の状況につきましては、次の表のとおりでございます。

続きましては、財政状態について申し上げます。はじめに、資産の状況につきましては、次の表のとおりでございます。資産総額は3,870,250,000円で、前年度比194,780,000円、4.8パーセントの減となりました。有形固定資産の減は、建物構築物が108,810,000円、3.9パーセントの減、器械及び備品が51,270,000円、15.8パーセントの減によるものであり、これらは主に減価償却費の計上によるものでございます。流動資産の減は、主に未収金34,060,000円、23.3パーセントの減によるものでございます。

次に、資本の状況ですが、資本の合計は453,340,000円で、前年度比50,270,000円、12.5パーセントの増となりました。主な要因は、未処理欠損金の減によるものでございます。

負債合計は3,416,910,000円で、前年度比245,050,000円、6.7パーセントの減となりました。主な要因は、長期前受金収益化累計額の減によるものでございます。

次に、不良債務についてですが、流動資産合計額が流動負債合計額を上回っており、不良債務は発生しておりません。

次に、個人未収金の状況につきましては、次の表のとおりでございます。前年度比750,000円、5.0パーセント減少いたしました。このうち、過年度の未収金は、前年度比290,000円、2.5パーセント増加し、現年度の未収金は、前年度比1,040,000円、33.3パーセント減少いたしました。

続きまして、資金状況について申し上げます。30年度のキャッシュ・フローの状況は、次の表のとおりでございます。業務活動によるキャッシュ・フローはマイナス124,280,000円、投資活動によるキャッシュ・フローはマイナス1,390,000円、財務活動によるキャッシュ・フローは121,270,000円となりました。以上の3区分から、当年度の資金は前年度に比べ4,400,000円、0.7パーセント減少し、資金期末残高は629,270,000円となりました。なお、資金期末残高は、貸借対照表の現金及び預金と一致しております。

結びに、総括でございますが、30年度決算は、50,270,000円の黒字決算となりました。この結果、繰越欠損金が減少し、当年度未処理欠損金は555,260,000円となりました。特別利益の過年度損益修正益が30,120,000円となったことが主な黒字要因でございます。近年、入院患者数、外来患者数ともに減少傾向にありますが、30年度は東北

厚生局への届出に伴う加算額が算定できたことにより収入単価の増など収益確保に努めております。そして、禁煙外来、睡眠時無呼吸症候群外来、訪問診療、フットケア外来、糖尿病教室の開催を継続するなど、新病院機能を最大限活用した医療サービスの向上に努めてまいりました。引き続き、町民の健康増進のための取り組みを進めてもらいたいと思います。個人未収金の徴収は厳しさを伴いますが、前年度より未収金額が減少しております。対象者への定期的な接触を継続し、未収金解消に努めてもらいたいと思います。また、新年度から厳しい施設基準をクリアし、一般病床42床のうち14床を地域包括ケア病床としてスタートさせており、町が進める地域包括ケアシステムの実現にも大きな期待が持たれるものでございます。職員各位の努力と、創意工夫を高く評価するものでございます。

次に、水道事業会計でございます。なお、決算状況の詳細につきましては、項目別に表で示しておりますが、その表の説明につきましては、割愛させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

はじめに、30年度の業務状況は、次の表のとおりでございます。30年度末における給水人口は5,774人で、前年度と比較すると、130人、2.2パーセント減少しています。給水区域内人口に対する普及率は94.1パーセントで、前年度と比較すると0.1ポイント増加しております。年間総配水量は1,030,000立方メートルで、前年度と比較すると、110,000立方メートル、9.6パーセント減少しております。配水量に対する有収水量の割合を示す有収率は54.9パーセントで、前年度より4.7ポイント増加しております。年間料金収入は、119,720,000円で、前年度と比較すると930,000円、0.8パーセント減少しております。

次に、収益的収入及び支出の状況につきましては、次の表のとおりでございます。30年度予算の執行状況は、収入につきましては、予算額179,060,000円に対し、決算額179,680,000円となりました。営業収益は、予算額121,150,000円に対し、決算額121,730,000円となり、営業外収益は、予算額57,900,000円に対し、決算額57,900,000円となりました。支出につきましては、予算額197,230,000円に対し、決算額188,160,000円で執行率95.4パーセントとなりました。営業費用は、予算額177,090,000円に対し、決算額170,970,000円で執行率96.5パーセントとなり、営業外費用は、予算額20,130,000円に対し、決算額17,130,000円で執行率85.4パーセントとなりました。

次に、特別利益の状況ですが、過年度損益修正益により、決算額40,000円となりました。

次に未処理欠損金の状況につきましては、次の表のとおりです。29年度末の未処理欠損金は35,740,000円であり、30年度純損失43,310,000円を加え、30年度末の未処理欠損金は79,050,000円となりました。

次に、一般会計からの繰入状況は、次の表のとおりでございます。前年度と比較しますと、全体で15,470,000円、33.2パーセントの増となりました。主な要因は、資本的収入の企業債償還元金分の出資金が増になったものでございます。

次に、資本的収入及び支出の状況につきましては、次の表のとおりでございます。

続きまして、財政状態について申し上げます。はじめに、資産の状況につきましては、次の表のとおりでございます。資産総額は3,616,920,000円で、前年度比433,220,000円、13.6パーセントの増となりました。有形固定資産の増は、構築物が349,150,000円の増、機械及び装置が70,820,000円の増によるものであり、これらは主に江川地区水道整備事業によるものでございます。流動資産の増は、主に現金及び預金の増によるものです。

次に、資本の状況ですが、資本の合計は754,060,000円となりました。

次に、負債の状況につきましては、次の表のとおりでございます。負債合計は2,862,850,000円で、前年度比425,300,000円、17.4パーセントの増となりました。主な要因は、江川地区水道整備事業に伴う企業債の増によるものでございます。

次に、不良債務についてですが、流動資産合計額が流動負債合計額を上回っており、不良債務は発生しておりません。

次に、個人未収金の状況につきましては、次の表のとおりでございます。前年度比40,000円、7.5パーセント増加いたしました。

続きまして、資金状況について申し上げます。30年度のキャッシュ・フローの状況は、次の表のとおりでございます。業務活動によるキャッシュ・フローは12,420,000円、投資活動によるキャッシュ・フローはマイナス34,150,000円、財務活動によるキャッシュ・フローは33,400,000円となりました。以上の3区分から、当年度の資金は11,670,000円、6.3パーセント増加し、資金期末残高は196,280,000円となりました。なお、資金期末残高は、貸借対照表の現金及び預金と一致しております。

結びに、総括でございます。30年度決算は、43,310,000円の赤字決算となりました。この結果、繰越欠損金が増加し、当年度未処理欠損金は79,050,000円となりました。前年度と同様に、資産の減価償却費が92,660,000円と多額であったことが大きな要因でございます。収益的支出の営業費用167,270,000円のうち、減価償却費が55.4パーセントを占めております。当町は広い面積を有しており、配管総延長距離が長い上に、浄水場施設が多いことから、減価償却費が多額になっております。しかし、常に安全で安定した水道水の供給に努め、町民の快適な生活を維持するため、施設の維持管理、経費の縮減を図っていることは評価できるものであります。法適用から2年続けて損失が発生しておりますが、有収率が向上するなど、江川地区水道の整備効果が現れております。また、水道は重要なライフラインとして、生命維持にとどまらず、文化的及び衛生的な生活を送る上においても必要不可欠なものであり、緊急災害発生時には改めて、その大切さが実感されるものであります。先般、水道事業会計経営戦略の策定が義務付けられ、水道事業の将来像が示されることとなりますが、全国的に人口減少社会が進む中にありながらも、安全で安心な水道を供給する事業の持続性確保を期待いたしまして、決算審査の意見書の報告といたします。よろしく願いいたします。

議長（中崎和久君）

これで、監査委員の報告を終わります。

ただいま議題となっております、承認第1号から認定第2号までの8議案については、

葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。

ただいま、輝くふるさと常任委員会に付託しました8議案について、今会議中に審査を終え、7月12日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号から認定第2号までの8議案については、7月12日の最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に付託しました議案の審査については、7月9日に行いますので、ご承知願います。

本日は、これで散会します。

ご苦勞様でした。

(散会時刻 12時01分)